



平成 24 年 6 月 8 日

各 位

広島市安佐南区祇園 3 丁目 28 番 14 号
株 式 会 社 ア ス カ ネ ッ ト
代表取締役社長兼 CEO 福田 幸雄
(コード番号: 2438 東証マザーズ)
問合せ先: 常務取締役 CFO 功野 顕也
電話番号: 082(850)1200

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 6 月 8 日開催の取締役会におきまして、平成 24 年 7 月 27 日開催予定の第 17 回定時株主総会に、下記の通り「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は平成 24 年 3 月 27 日開催の取締役会において、平成 24 年 4 月 30 日を基準日、平成 24 年 5 月 1 日を効力発生日として、1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用する旨、ならびに会社法の規定に基づき、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）の変更および変更案第 7 条（単元株式数）の新設を行う旨決議いたしました。これに伴い、単元未満株式の権利を定めるため、変更案第 8 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- (2) その他、条文の新設に伴い、必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(新設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求する権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
第 8 条～第 46 条 (条文省略)	第 9 条～第 47 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 7 月 27 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 平成 24 年 7 月 27 日 (金曜日)

以 上